

Title	〔商法 一六二〕 株主総会の決議により招集権者として指定された者が招集した総会における決議の効力
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shoho Kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.10 (1976. 10) ,p.90- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19761015-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一六二〕 株主総会の決議により招集権者として指定された

者が招集した総会における決議の効力

名古屋地裁昭和四六年二月二日判決
 昭和四三年(ワ)三一七五号株主総会
 決議不存在確認等請求事件
 判例時報六五九号八八頁

〔判示事項〕

代表取締役以外の者が招集した集会は株主総会ではなく、そこでなされた決議も総会決議ではない。

〔参照条文〕

商法二三〇条ノ二、二二一条、二三二条一項、二四三条

〔事実〕

Y株式会社(被告)は昭和四三年八月八日に不渡手形を出し、経営困難になったので、当時の代表取締役であったX(原告)の招集により、昭和四三年八月二五日に臨時株主総会を開催して善後策を協議した。その際、次回の株主総会の招集権者を株主A及びBと指定する総会決議を行った。そこで前記株主総会の決議に基づき、A及びBは同年九月一日午後一時にY会社の臨時株主総会を開催する

と称して、同年九月一〇日に全株主に電報でその旨を通知した。この九月一日午後一時の株主総会には、株主二四名のうちBほか五名の株主が出席し、B、C、D、E、Fを取締役に選任する旨の決議がなされた。そこで、Xは右総会の取締役選任決議の不存在を主張し、その確認を求めたのが本件である。

〔判旨〕

請求認容

「株主総会の招集は、取締役会の決議に基づき代表取締役がなすものであり、代表取締役の招集によらずして集合した株主の集会は株主総会ではない。従つて代表取締役でないA及びBの招集によつて集合した昭和四三年九月一日午後一時の株主の集会は株主総会ではない。なお右集会には株主全員が出席していないから、全員出

席總會として株主總會の成立を認めるわけにも行かない。

そうすれば右集會においてなされた取締役選任の決議は、株主總會の決議ではないものというべきである。」

〔評釈〕

本件判旨は従來の判例で確定しているところを繰返したわけで、その限りでは妥当であるが、本件株主總會とそれに先立つ前回の臨時總會との關係については、なお明らかにすべき問題点があるように思う。判旨の明らかにした事実關係から本件總會における決議の効力を否定しようとするれば、次の二つの方法が考えられる。第一の方法は、本件總會と前回の臨時總會とを全く別個の總會であると理解し、本件總會は代表取締役以外の株主が招集したものであるから、その集會は株主總會ではなく、従つてそこには總會決議は存在しないとすることである。第二の方法は、本件總會は實質的には前回の總會の繼續會に該当するものであるとしても、前回の總會から半月以上も経過しており、改めて招集通知をなすことが必要であると解される（商二三・二四三）。それにもかかわらず、本件總會の招集通知はその前日に行われたに過ぎず、しかも出席した株主も全員出席にはほど遠いから、その点で本件總會における決議には取消原因があるとする方法である。判旨の明らかにした事実關係のみからは、本件についていずれの方法で理論構成するのが妥当であるかを判断することは難しい。そこで、本件總會の議題と前回の總會の議題が同一であつたか否か、株主A、Bを招集権者に指定した経緯などの点が明らかにされれば、当事者の主張と相まつて、判旨の

選択した理論構成が適切であつたことを納得できたのではないかと考える。

判旨は前述した第一の理論構成をとつて結論を導いたわけであるが、その場合には、代表取締役以外の者が招集した總會における決議の効力の問題が、その中心となることはいうまでもない。この問題については、株主總會の招集は取締役會が決定し（商三三・一）、實際の招集手続は代表取締役が行うべきものであるから、代表取締役以外の者が招集してもそこに株主總會は存在せず、従つて總會決議も不存在であるという点では、判例、学説はほぼ一致している。

まず判例に現われた事例をあげると、代表取締役以外の取締役が取締役會の議を経ないで總會を招集した場合には、その總會決議は不存在であり（最判昭和四五・八・二〇判時六〇七号七九頁、福岡高判昭和三六・三・一四高裁民集一四卷三号一九三頁、また、単なる株主が招集した株主總會は不成立であり、總會決議は不存在とされる（高松高判昭和四〇・一〇・二高裁民集一八卷六号四七六頁）。なお、代表取締役が登記面では存在するが実際にはいないときは、代表取締役に事故ある場合として、他の取締役に總會招集の権利が付与され、招集手続に瑕疵はないとする判例もある（佐賀地判昭和三四・二・一九下級民集一〇卷二号三三三頁）。

次に学説を見ると、取締役會の決定もなく、代表取締役以外の者が招集した總會は不存在であるとしながらも、定款または取締役會の決議によつて、平取締役に總會の招集通知を發する権限を与えうるかが議論されている。そして、取締役以外の者への授權は許され

ないが平取締役への授權も可能であると解する立場が多数説のようである(田中誠一・全訂会社法詳論上巻三九八頁、大隅健一郎・全訂会社法論中巻二二頁、高島・会社法の諸問題二五八頁)。本件総会の招集手続についてみると、株主A、Bが取締役であつたか否かは明らかでないが、仮りに取締役でないとするれば、代表取締役以外の者が招集した総会であり総会決議は不存在であるという点では、従来の判例に現われた事例と同一類型のものである。ただ、本件総会について従来の事例と異なる点は、判旨が認定しているように、それに先立つ株主総会において、招集権者を総会決議によつて指定したという点である。

この点について判旨は詳細には述べていないが、本件の会社は株主が僅か二四名で、しかも前回の総会は代表取締役によつて招集された臨時総会であり、代表取締役自身も出席していたものと推測される。そうした状況のもとにおいて、総会決議で代表取締役以外の株主を招集権者に指定したということは、きわめて異例のことというべきであるが、その場合にも判旨は、本件総会決議を不存在にした理由を、A、Bが代表取締役ではなかつたという事実関係に求めているようである。確かに、従来の判例によれば、代表取締役以外の者が招集した総会における決議に効力を認めたものはきわめて少ない。また、総会の権限が商法または定款所定の事項に限定された現行法のもとにおいては(商三〇条ノ二)、招集権者を総会決議で指定しても、その決議の効力は認められないと考えるのが通説である。特に本件の場合には、臨時総会でいきなりA、Bを招集権者に

指定する決議を行つたように見えるから、その決議の効力を認めることは難しいであろう。

けれども判旨のような結論に導こうとすれば、少なくともA、Bは取締役ではなかつたこと、また、A、Bを総会の招集権者に指定したのは、臨時総会とは別個の総会を招集する権限を付与する趣旨であつたことなどを、明らかにする必要があるように思う。その理由は、不渡手形を出して経営困難な状況のもとで臨時総会を開催したことから考えると、あるいは本件総会は前の総会の継続会ではなかつたか、A、Bを招集権者に指定する決議というものは、継続会開催の決定と共に、その日時、場所の指定だけをA、Bに一任する決議ではないかと考える余地もある。またその反面、本件総会ではBはか五名が新しく取締役に選任され、前に代表取締役であつたAが取締役から除外されていることからいうと、本件総会はAが招集した前の総会とは別個のもののようにも思われる。その意味でも、判旨はこの点についてももう少し説明しておく必要がある。

次に検討を要するのは、Y会社の定款には総会の招集権者に関する規定は存在しなかつたかという点である。多くの会社は定款で「総会は社長がこれを招集し、社長に事故あるときは他の取締役がこれに代る」旨を定めている。従つてY会社の定款にも、この趣旨の規定が存在しているものと推察されるが、仮りに同趣旨の規定があつたとすれば、定款による総会権限の追加があつたという意味で(商三〇条ノ二)、総会自身が代表取締役以外の招集権者を決定できないかという問題が生じてくる。けれども、取締役会に比べて招

集手続が複雑な株主総会において、総会自身が招集権者を決定するためには、それが適法な招集手続によつて成立しているほか、招集通知にその旨が議題として明示されていることが必要である。その意味では、このような定款規定は招集権者の決定を取締役に委ねたものであり、総会自身に決定させることは予想していないと解するのが妥当であろう。従つてこの点の問題は、本件の解決に當つて影響がないと解するほかないが、ただ、本件で問題となつてゐるような小規模な会社の場合を考えると、総会の招集権の決定に関する商法の規定にはゆとりがなく、何となくどこちなさの残ることは否定できない。

本件のような事例は、当事者が法律的に行動してゐるわけでもなく、不渡手形が生じて経営が困難になつたため、株主が集まつて相談したがなかなか意見がまとまらず、やがて会社支配権の争奪が始まつたという事例である。本件は原審の請求を認容した一審だけで

〔最高裁判事例研究 一三九〕

昭和五〇三（最高民集二九卷一〇号一六一四頁）

自己の債権額の限度で配当を受けた債権者と配当異議申立の利益

配当異議事件（昭和五〇・一一・二八第三小法廷判決）

X₁（原告）に対する強制執行としての本件競売が申立てられたところ、X₁・X₂（原告・被告・被控訴人・附帯控訴人・被告原告人）およびY（被

確定しており、その点から見ても法律적으로というよりも、経済的な関係で自然に解決された事件という感じが強い。そうした事情に注目した裁判所が事件の解決に當つて、本件総会決議は代表取締役以外の者が招集した集会でなされたもので不存在であるとして、ほとんど疑問をさしはさまずに結論を導いた点は理解できないことではない。従つて判旨の結論は適切なるものであろうが、それにしても、解明すべき問題点の多くを残してゐることは前述したとおりである。要するに本件は、株主総会の招集権者をめぐる新しい事例であつただけに、法律的にはもう少し事柄を明らかにして、結論に進む必要があつたのではないかと考える。

附記 本件については前田重行助教授（ジュリスト五七三号一二二頁）の判

例研究があり、判旨に賛成されている。

高鳥 正夫

告・原告・控訴人・附帯被控訴人・原告人）が配当要求を申立てた（X₁の配当要求債権額は一、七九二、二三八円、X₂のそれは五、三二四、三四九円、Yのそれは二、一〇〇、〇四七円）。配当裁判所はX₁に二五一、四二四円を、X₂に七四六、六四〇円を、Yに二九四、三三六円を配当する旨の配当表を作成した（三名への配当額の合計は一、二九二、四〇〇